

被 処 分 者	認 定 証 番 号	石川県公安委員会 第284号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	73代行
	主たる営業所が所在する 市 区 町 村	金沢市
処 分 年 月 日		令和5年1月19日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償措置を講ずることなく、自動車運転代行業を行ったため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項
処分を行った都道府県		石川県